

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	子ども子育て支援関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉名市は、子ども子育て支援関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

玉名市長

公表日

令和4年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支援関連事務
②事務の概要	<p>子ども子育て支援法等の規定に基づき、保育所、認定子ども園等を利用する対象者の資格認定管理、保育給付の支給、徴収金の徴収・滞納整理等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者の情報に関する確認 ④利用者負担額(保育料)算定及び副食費の免除に必要な各種情報の照会 ⑤徴収金の滞納整理に関する事務 ⑥施設等利用給付認定に関する事務 ⑦地域子ども・子育て支援事業に関する事務 ⑧公金受取口座を活用した給付の実施</p>
③システムの名称	総合福祉システム(子ども子育て支援)
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども情報ファイル、世帯情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表第一8、94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、別表第二13、16、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第59条の2の2 <p>(情報提供の根拠) なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部子育て支援課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	子育て支援課長 竹村 昌記	子育て支援課長 辻 智子	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	子育て支援課長 辻 智子	子育て支援課長	事後	
令和3年6月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法等の規定に基づき、保育所、認定子ども園等を利用する対象者の資格認定管理、保育給付の支給、利用者負担の徴収・滞納整理等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者の情報に関する確認 ④利用者負担の算定に関する各種情報の照会 ⑤利用者負担の滞納整理に関する事務</p>	<p>子ども子育て支援法等の規定に基づき、保育所、認定子ども園等を利用する対象者の資格認定管理、保育給付の支給、徴収金の徴収・滞納整理等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者の情報に関する確認 ④利用者負担額(保育料)算定及び副食費の免除に必要な各種情報の照会 ⑤徴収金の滞納整理に関する事務 ⑥施設等利用給付認定に関する事務 ⑦地域子ども・子育て支援事業に関する事務</p>	事前	
令和3年6月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一 8項、94項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第8条</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表第一、94の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第68条</p>	事前	
令和3年6月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :13、16、116の項 (情報提供の根拠) :なし</p>	<p>(情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二13、16、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第59条の2の2 (情報提供の根拠) なし</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二13、16、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第59条の2の2 <p>(情報提供の根拠) なし</p>	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、別表第二13、16、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第59条の2の2 <p>(情報提供の根拠) なし</p>	事後	
令和4年12月27日	②事務の概要	<p>子ども子育て支援法等の規定に基づき、保育所、認定子ども園等を利用する対象者の資格認定管理、保育給付の支給、徴収金の徴収・滞納整理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者の情報に関する確認 ④利用者負担額(保育料)算定及び副食費の免除に必要な各種情報の照会 ⑤徴収金の滞納整理に関する事務 ⑥施設等利用給付認定に関する事務 ⑦地域子ども・子育て支援事業に関する事務 	<p>子ども子育て支援法等の規定に基づき、保育所、認定子ども園等を利用する対象者の資格認定管理、保育給付の支給、徴収金の徴収・滞納整理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者の情報に関する確認 ④利用者負担額(保育料)算定及び副食費の免除に必要な各種情報の照会 ⑤徴収金の滞納整理に関する事務 ⑥施設等利用給付認定に関する事務 ⑦地域子ども・子育て支援事業に関する事務 ⑧公金受取口座を活用した給付の実施 	事前	